

# 令和元年度 第4回庁議要旨

日時：令和元年5月21日（水）

午前9時～同40分

会場：防災センター

## [審議事項]

### 1 石巻市総合運動公園多目的フィールド等の供用開始等について（建設部・教育委員会）

石巻市総合運動公園第三工区については、平成26年度から整備が進められており、今般「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」の整備が完了する。

また、石巻市震災復興基本計画に基づき、大規模公園の整備が進められており、完成後の施設の有効活用及び適切な管理・運営が課題となっている。

石巻市総合運動公園第三工区のうち、令和元年7月1日から「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」の供用を開始するもの。

また、民間の優れた技術力や経営ノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を図ることを目的とした指定管理対象公園については、現在、石巻市総合運動公園の有料公園施設に限定されているが、その他の公園・施設などにも拡充するため、指定管理者制度導入を可能にするための条件整備を図るもの。

#### (1) 主な内容

- ① 石巻市総合運動公園第三工区の「多目的フィールド」及び「フットボールフィールド更衣室」について、施設名・使用料を新たに規定するとともに、現行のシャワー使用料を見直すもの。

ア 多目的フィールド 1面

	一般	大学生	高校生	中学生以下
1時間につき	1,440円 (1,200円)	1,080円 (900円)	720円 (600円)	360円 (300円)

※（ ）内は、令和元年9月30日までの使用料

イ フットボールフィールド更衣室

- ・更衣スペース（4室：1室当たり25人収容可能）の利用は無料
- ・ユニットシャワー設備（脱衣スペース有：6区画）1回5分100円

※フットボールフィールド利用者限定のものではなく、個人利用も可能

ウ 市民球場、フットボール場更衣室シャワー使用料の見直し

- ・今回整備されるシャワー設備と料金を統一し、現行1回50円から1回100円に改定

- ② 石巻市都市公園条例における指定管理条項の改正による管理対象施設・公園の拡充

ア 指定管理対象施設・公園の拡充

- ・現行 有料公園施設のうち総合運動公園（1公園）
- ・改正 全ての都市公園・施設（87公園）

イ 利用料金の収入規定の変更

- ・現行 市の収入とし、徴収業務のみを指定管理者へ委託

- ・改正 利用料金を指定管理者の収入とする。

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市都市公園条例の一部改正について提案

(令和元年7月1日施行予定)

石巻市都市公園条例施行規則の一部改正 (令和元年7月1日施行予定)

2 石巻市立病院開成仮診療所の終了について (病院局)

石巻市立病院開成仮診療所は、被災した石巻市立病院の仮診療所として、市内最大の仮設住宅団地における居住者への医療提供を行うことを主たる目的に、平成24年5月31日から診療を行ってきたところであるが、仮設住宅入居者の減少に伴い年々利用者も減少し、平成30年10月以降、仮設住宅入居者の利用実績がなく、また、平成30年度における1日当たりの患者数は9人となっている。

平成28年9月に石巻市立病院が開院した後も診療を継続してきたところであるが、仮設住宅の供用が終了する本年9月末をもって診療を終了する予定としていたところ、最近の利用実績等を鑑み、実施時期を繰り上げ、5月末を持って診療を終了する。

(1) 主な内容

【終了する施設】

石巻市立病院開成仮診療所

[施設概要]

- ①所在地 石巻市南境字新小堤25番地1
- ②施設構造 軽量鉄骨造平屋建
- ③延床面積 373.99㎡
- ④診療科目 内科、外科

[診療実績]

	診療日数 (日)	延診療者数 (人)	1日当たりの 診療者数(人)	仮設住宅住民 (%)
24年度	205	3,305	16.1	72.8
25年度	244	6,030	24.7	60.1
26年度	245	8,059	32.9	50.1
27年度	241	8,992	37.3	34.9
28年度	234	4,693	20.1	24.5
29年度	139	1,184	8.5	20.4
30年度	49	443	9.0	4.3
総計	1,357	32,706	24.1	44.7

(2) 今後の予定

令和元年5月31日 診療業務終了

6月以降 施設解体予定

## [報告事項]

### 1 改元に伴う関係条例の整備について（総務部）

天皇陛下の退位及び新天皇陛下の即位に伴い、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、新天皇の即位の日から元号が「令和」に改められることとなった。

各条例に記載されている月日で改元日以後のもの及び平成32年度以後の年度表記について、新元号である令和の表記に改めるもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 改正を行う条例

- ア 石巻市市税条例（平成17年石巻市条例第55号）
- イ 石巻市都市計画税条例（平成17年石巻市条例第56号）
- ウ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成17年石巻市条例第58号）
- エ 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年石巻市条例第62号）
- オ 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年石巻市条例第68号）
- カ 石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）
- キ 石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年石巻市条例第25号）
- ク 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年石巻市条例第27号）
- ケ 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成23年石巻市条例第28号）
- コ 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年石巻市条例第5号）
- サ 石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成24年石巻市条例第38号）
- シ 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第38号）
- ス 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石巻市条例第36号）
- セ 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年石巻市条例第3号）
- ソ 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年石巻市条例第62号）
- タ 石巻市市税条例の一部を改正する条例（平成29年石巻市条例第18号）
- チ 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年石巻市条例第28号）
- ツ 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成30年石巻市条例第51号）
- テ 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年石巻市条例第4号）
- ト 石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第7号）
- ナ 石巻市につこりサンパーク条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第13号）
- ハ 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第16号）
- ヒ 石巻市夜間急患センター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第17号）

- フ 石巻市企業立地等促進条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第18号）
- ヘ 石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第19号）
- ホ 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第22号）

② 施行年月日 元号を改める政令の施行の日

(2) 今後の予定

令和元年 6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める。

## 2 特定一般廃棄物（汚染稲わら）処理業務の完了について（生活環境部）

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質で汚染された稲わらが発生した。

これらは各農家の敷地内等に保管され各種作業に支障を来しており、また、汚染された稲わらは保管後7年以上が経過していることから、腐敗による悪臭や火災の発生等周辺住民からの風評被害が懸念されていた。

このことから、平成30年10月から市内農家に保管されている汚染稲わらを石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して試験焼却を開始し、本年3月に焼却処理が終了し、4月18日で埋立処理が完了した。

市内で保管されている汚染稲わらを焼却処理することで、保管する各農家の負担を解消するもの。

(1) 主な内容

市内11戸で保管していた71,356キログラム（当初計画69,790キログラム）の稲わらを、石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して焼却処理した。

また、排出された焼却灰426,856キログラムについては、河南一般廃棄物最終処分場に搬出、埋立処分し、全ての業務が完了した。

(2) 今後の予定

週1回の空間放射線量の測定と月1回の放流水等の放射能濃度測定を実施し、測定結果については、ホームページで公表する。

## 3 市民課窓口業務民間委託事業について（生活環境部）

市民課窓口業務の民間委託の検討について、平成27年2月策定の「石巻市行財政運営プラン」により取組項目とされ、石巻市総合計画基本計画において、平成30年度からの3か年の事業実施計画とした。

その後、平成30年4月に総務省行政管理局公共サービス改革推進室が公表した、「地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書」等に基づき委託業務内容等の調整を図り、令和元年8月から市民課窓口業務の民間委託を開始する計画である。

市民課窓口業務を民間事業者に委託することにより、専門知識を活用した業務の効率化が図られ、質の高い行政サービスを市民に提供することができる。

(1) 主な内容

① 委託期間

令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

② 委託事業者名

株式会社NTTネクシア 営業本部営業開発部門 東北支店

③ 業務場所

石巻市役所本庁舎2階 生活環境部市民課及び待合スペース

④ 委託業務内容

ア 証明書発行窓口業務

イ 印鑑登録業務

ウ 公用、郵便請求業務

エ 住基異動入力処理業務

オ マイナンバーカード業務

カ フロア案内業務

(2) 今後の予定

令和元年5月

～7月

委託準備期間（委託事業者から職員派遣による引継期間）

8月1日

委託事業者による運営開始

4 予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて（健康部）

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、同年4月1日から施行され、予防接種健康被害救済制度の給付額が引き上げられた。

これに伴い、全国市長会予防接種事故賠償補償保険の保険金額の一部が改正された。

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の一部改正に伴い、石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償金額の改正を行い、予防接種事故の賠償補償を適正に確保するもの。

(1) 主な内容

予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。

		改正	現行	
ア	死亡補償金	44,000,000円	43,600,000円	
イ	障害の場合	(ア) 1級	44,000,000円	43,600,000円
		(イ) 2級	29,299,000円	29,032,000円
		(ウ) 3級	22,367,000円	22,163,000円

対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘（3歳以上））

(2) 今後の予定

令和元年5月 石巻市予防接種事故災害補償規則の一部改正（適用日：平成31年4月1日）

5 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額の変更について（選挙管理委員会）

石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額については、「国会議員の選挙等

の執行経費の基準に関する法律」に示されている単価を根拠として定めているが、同法律に示されている報酬の単価が改正されたことに伴い、当市で定めている報酬額を変更するもの。

(1) 主な内容

選挙長等の報酬額を次のとおり変更する。

種 別	区 分	報酬額	
		変更後	変更前
選挙長	勤務 1 回につき	10,800円	10,600円
投票所の投票管理者		12,800円	12,600円
期日前投票所の投票管理者		11,300円	11,100円
開票管理者		10,800円	10,600円
投票所の投票立会人		10,900円	10,700円
期日前投票所の投票立会人		9,600円	9,500円
選挙立会人、開票立会人		8,900円	8,800円
外部立会人	勤務 1 日につき	10,900円	10,700円

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会へ石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

【その他】

- ・ 出納整理期間内につき、未払い等が発生しないよう注意すること。（会計管理者）

以 上